

# 意見書案第7号

## 「経済安全保障推進法」の廃止を求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を  
求める。

令和4年6月28日提出

提出者 中間市議会議員 田口澄雄

賛成者 中間市議会議員 柴田芳信

## 「経済安全保障推進法」の廃止を求める意見書

「経済安全保障推進法」、正式には「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」は、5月11日に法として成立しました。

もともとのこの法の背景には、軍事経済面での中国との対立を軸に据えたアメリカの世界戦略の変更があります。

すでにアメリカは2020年8月に、「国防権限法」による法整備を終えており、この法律の889条により、日本へは中国との先端的重要技術の輸出制限等を課しています。また、そのことにより、日本企業800社が輸出制限を受けるとされています。

現在、日本と中国との輸出入額は2020年度で、36兆円と輸出入額の26.5%を占めており、アメリカの意向のままにこの法を適用しますと、日本経済は大打撃を受けることとなります。

また、軍事面では、対中国政策として「敵基地攻撃能力」（後に反撃能力と言い直した）の保有や台湾有事を想定して中国が想定する第一列島線上における、ミサイル配備を推し進めています。すでに200近い島嶼の内40か所に軍事拠点を配備し、自衛隊員もかなりの人数が配置されています。

こうしたことから、仮に中国とアメリカの間に何かのトラブルがあれば、日本国内が、対中国戦争の主戦場になるシナリオが動き始めています。

岸田総理は、バイデン大統領の来日時での軍事費の「相当な増額」を約束しましたが、既に5年以内の軍事費の倍化も公言されていることは、こうした流れにも符合するものです。

経済的にも軍事的にも、今回のこうした一連の流れは、わが国にとって存亡にかかわる問題であり、憲法の本質に照らしても許されるものではありません。

仮想の敵を作って、アメリカと一緒にあって対峙するという姿勢から、日本国憲法の本質に立ってどこの国とも対等な関係を、包括的な関係を築くという外交をすべきです。「経済安全保障推進法」の廃止を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和4年6月28日

中間市議会

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
経済安全保障担当大臣	小林鷹之様